第

1526

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 3月 28日 火曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

発行所

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 使用人兼務役員になれない役員

(:役員は使用人兼務役員にしておくと節 税ができるそうですが、どんな役員でも使用 人兼務役員になれるのでしょうか。

A:一定の要件に該当する場合には、使用 人兼務役員にはなれません。

【解説】

役員に対する賞与は損金に算入できません が、使用人兼務役員に対して支給した賞与の うち、使用人としての職務に係る金額は損金 に算入できるといったメリットがあります。

ところで、使用人兼務役員とは、部長、課 長、工場長、支店長その他法人の使用人とし ての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人 としての職務に従事する役員をいいますが、 次に掲げる者は、使用人兼務役員になれない こととされています。

- (1) 社長、副社長、理事長、代表取締役、専 務取締役、専務理事、常務取締役、常務理 事、清算人その他これらの者に準ずる役員
- (2) 合名会社及び合資会社の業務執行社員
- (3) 監査役及び監事
- (4) 同族会社の役員のうち次の要件のすべて を満たす者
 - ①その会社が同族会社であることについて の判定の基礎となった一定の株主グルー プに属していること
 - ②その所属する株主クループの持株割合が 10%を超えていること
 - ③その役員(配偶者及びこれらの者の持株 割合が50%以上である会社を含みます) の持株割合が5%を超えていること









KIMIYO.I